

訪問看護ステーションみやの杜 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、訪問看護ステーションみやの杜が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に必要な事項を定め、訪問看護ステーションみやの杜（以下「ステーション」という）の円滑な運営管理を図るとともに要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 指定介護予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。
- 2 ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 ステーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 4 ステーションは、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 7 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 ステーションの名称所在地は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 事業所名 | 訪問看護ステーションみやの杜 |
| (2) 開設年月日 | 平成16年3月1日 |
| (3) 所在地 | 栃木県宇都宮市陽東2丁目4-5 |

- (4) 電話 028-683-7821
(5) 管理者 川島由美子
(6) 介護保険指定番号 0960190130

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、ステーション職員を指揮・監督し、適切な運営が行われるように統括する。
但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事、又は同一敷地内に
ある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員 3名以上
看護師は、訪問看護計画書及び報告書を作成し訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士または作業療法士 1名以上
理学療法士または作業療法士は、訪問看護においてリハビリテーションを担当する。
- (4) 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から金曜日までとする。(土・日・祝祭日は応相談)
但し、夏期(8/13～8/15)、年末年始(12/30～1/3)を除く。
- (2) 営業時間
午前8時30分から午後5時30分とする。
電話等により、24時間常時連絡・対応が可能な体制とする。

(利用者)

第6条 ステーションの利用者は、医療保険各法に規定する者、及び介護保険対象者であって
主治医が訪問看護が必要であると認めた者。

(指定訪問看護の内容及び提供方法)

第7条 ステーションの内容は次のとおりとする。

ステーションが行う訪問看護は、利用者のケアプランと主治医が発行する訪問看護
指示書に基づき、看護職員が居宅を訪問し看護及びリハビリテーション等を実施する。

2 ステーションが行う訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
入浴・清拭・洗髪など清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等、日常療養生活上の
世話、褥創等の予防、環境の整備、ターミナルケア

(2) 診療の補助（医療的ケア）

褥瘡の処置、カテーテル管理、吸引、創処置、点滴処置等の医療処置

(3) リハビリテーションに関すること

(4) 家族支援に関すること

家族への療養上の指導・相談、家族の健康支援

(訪問看護計画の作成)

第8条 看護師は利用者ごとの訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成しなければならない。

- 2 ステーションの管理者は訪問看護計画書及び訪問看護報告書に関し、必要な管理をしなければならない。
- 3 ステーションは主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出しなければならない。

(利用料)

第9条 基本利用料として利用者から支払いを受ける額は、介護保険法で定める額とする。但し限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 利用料については、サービスを提供する前に、利用者又はその家族に対し、その内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 3 利用者から利用料の支払いを受けた場合には、費用の細目を記載した領収書を交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、宇都宮市とする。

(衛生管理等)

第11条 ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 ステーションは、ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 職員は、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、支持を求める等の必要な措置を講ずるとともに

管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 ステーションは利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に対して採った処置について記録をするものとする。
- 4 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第 13 条 ステーションは、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 ステーションは、提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 ステーションは、提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報保護の保護）

第 14 条 ステーションは、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 ステーションが得た利用者又は家族の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（ハラスメント対策）

第 15 条 ステーションはハラスメント対策のために次の措置を講ずるものとする。

- （１）職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化
- （２）カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化
- （３）職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発をする。

(4) 相談のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

(虐待に関する事項)

第 16 条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を年 1 回以上定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 ステーションは、サービス提供中に、当該ステーション職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第 17 条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第 18 条 ステーションは、ステーションの所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供する場合には当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を行うよう努めるものとする。

(内容の教示)

第 19 条 訪問看護の提供に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、その利用手続き、提供方法及び内容などについて説明を行い、同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 ステーションは訪問看護師の質の向上を図るための研修の機会を確保し、また業務体制を整備する。

- (1) 採用後 2 ヶ月以内の初任研修
- (2) 年 2 回施設外研修 (リモート研修を含む)
- (3) 週 1 回カンファレンス (ケース・業務)
- (4) その他必要時施設内外研修

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 ステーションは、職員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護 (指定介護予防訪問看護) の提供をさせないものとする。
- 5 ステーションは、指定訪問看護 (指定介護予防訪問看護) に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は別に定める。

附則

この規程は平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。